ディスクロージャー

DISCLOSURE

信用組合 愛知商銀

〒453−0013　名古屋市中村区亀島1-6-18
TEL:052-451-5145　FAX:052-451-9409
https://www.a-sg.jp

AICHI SHOGIN

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

信用組合 愛知商銀

信用組合愛知商銀
マスコットキャラクター
◀トントンくん

2021

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ごあいさつ

皆様方には、日頃より当組合に格別のご愛顧お引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年も、当組合の現況（令和2年度第67期）をより深くご理解頂くため、ディスクロージャー誌2021年版を作成致しましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行してから既に一年以上が経過しておりますが、未だ終息には至っておりません。当組合の店舗においても、定期的な換気や消毒、飛沫防止のアクリル板設置のほか、座席間隔の確保にも努めております。

また、役職員においても、手洗い・うがい・検温の慣行だけでなく、市販の検査キットを活用した月2回の「全役職員一斉抗原検査」も実施しており、ご来店いただくお客様に安全・安心をお届けする万全な態勢を整えております。

当組合の役職員一同は、これからも地域における協同組合組織の一員として、地域の皆様に真にお役に立てる金融サービスを提供して参りますので、今後も一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

理事長　大原　清二

事業方針

経営理念

地域における協同組織金融機関として、中小零細業者及び勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に資することを目的とする相互扶助の信用組合である。

経営方針

1. 中小零細企業の発展と組合員の経済的地位に寄与し、引いては地域社会に貢献する。
2. 経営の健全性・透明性に徹し、組合員ならびに地域社会の信頼を獲得する。
3. 収益力の強化と自己資本の充実に努め、経営基盤の拡充・確立を図る。
4. 法令等の遵守を基本とし、リスク管理経営に徹する。
5. 職員の待遇改善に努め、住みよく、明るいモラルのある働きやすい職場を目指す。

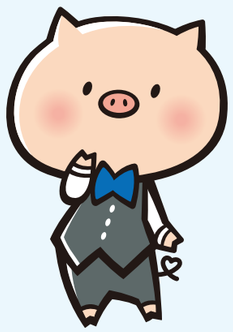

信用組合愛知商銀
マスコットキャラクター
トントンくん

元々は貯金箱だったが、お金がいっぱいに貯まった時、ブタの妖精に生まれ変わったトントンくん。
ベストと蝶ネクタイは「お客様第一」の象徴。

プロフィール

- **性 別**
  男の子
- **年 齢**
  妖精になってから一歳
- **現れる時**
  お客様のチカラになれる時
- **得意なこと**
  幸せのタネをお客様と一緒に育てること
- **チャームポイント**
  ハートのしっぽ

当組合のあゆみ

昭和29年12月27日／名古屋市東区に金剛信用組合を設立
昭和30年11月／本店移転（名古屋市中村区椿町2丁目）
昭和33年　9月／信用組合愛知商銀に名称変更
昭和35年　7月／岡崎支店新設
昭和37年　8月／一宮支店新設
昭和39年　5月／本店移転（名古屋市中村区則武1丁目）
昭和60年　5月／オンラインシステム稼動
平成　元年11月／11番目の店舗として春日井支店開設
平成　5年11月／第2次オンライン開始（ユニシス2200/120）
平成　6年11月／創立40周年記念桂銀淑ショー実施
平成13年　5月／第3次オンライン開始（IXR5600-11Uシステム）
平成14年　2月／信用組合三重商銀の事業譲受（四日市支店・津支店）
平成14年10月／熱田支店を柴田支店へ統合、上飯田支店を今池支店へ統合
平成16年　1月／瀬戸支店を春日井支店へ統合、豊田支店を岡崎支店へ統合
平成16年10月／SKCシステム加入申込
平成18年　5月／SKCシステム加盟
平成18年12月／四日市支店を本店営業部へ統合
平成19年　5月／SKC第5次システムの稼働
平成27年　5月／SKC第6次システムの稼働
令和　1年　5月／本店移転（名古屋市中村区亀島1丁目）

本店外観

目　次

ごあいさつ 2
事業方針 2
当組合のあゆみ 3
地域貢献 8
預金のご案内 10
融資のご案内 12
役員一覧／事業の組織／組合員の推移／会計監査人の氏名又は名称 14
経営環境・事業概況／財務諸表の適正性及び内部監査の有効性／法定監査の状況 15
総代会について 16
報酬体系について 17
地域密着型金融の取組み状況 18
経理・経営内容 20
法令遵守の体制／苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要 31
リスク管理体制 32
主要な事業の内容 38
手数料一覧 39
店舗一覧／地区一覧 40
索　引 41

SDGs関連

当組合における「相互扶助・共存共栄」の経営理念の基に、持続可能な開発目標を実現すべく、令和3年3月22日付でSDGs宣言を行いました。これからも愛知商銀役職員一同、持続可能な地域社会の実現・発展のために尽力してまいります。

信用組合 愛知商銀 SDGs宣言

信用組合愛知商銀は、地域における共同組織金融機関として、中小零細企業ならびに地域の皆様の経済的地位の向上に資することを目的とする「相互扶助・共存共栄」の理念のもとに活動しております。地域の活性化、経済の発展のために尽力することは、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)に合致するものであり、SDGsの取組みを通じて、これからも「誰一人として取り残さない」持続可能な地域社会の実現に努めるべく成長してまいります。

令和3年3月22日
信用組合愛知商銀
理事長 大原清二

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

信用組合愛知商銀におけるSDGsに関する取組み

【地域経済発展のための取組み】

しょうぎんは、愛知県・三重県で事業を営む中小企業・個人事業主の皆様に寄り添い、皆様の事業のご発展・ご成長から地域経済の活性化に繋げるべく、丁寧なサポートに努めています。

- ■事業を営まれている方の販路開拓・拡大支援等の経営サポート
- ■地域に根差した創業を支援
- ■国、地方自治体等による助成金・補助金等の受給申請サポート
- ■経営改善・事業再生支援
- ■よろず支援拠点・保証協会等との連携
- ■事業性評価に基づく中小企業への融資推進
- ■しんくみ ATMP(Aichi Thanks Member Partnership)加盟信用組合との連携による、地域社会の振興推進

【地域貢献活動の取組み】

しょうぎんは、地域の皆様が豊かで安心・安全な暮らしが出来る社会づくりを進めるとともに、将来を担う子供たちの成長を応援しています。

- ■「しんくみの日週間」におけるさまざまな活動
- ■お客様への花の種配布
- ■振り込め詐欺防止等の呼びかけの実施
- ■ピーターパンカード事業による寄付金の贈呈
- ■台風災害義援金等への取組み
- ■地域の方々を対象とした、著名人による講演会の開催

【人材育成のための取組み】

しょうぎんは、お客様に高品質な金融サービスをご提供できるよう、役職員ひとりひとりのスキルアップに力を入れるとともに、働きがいのある職場環境づくりを目指しています。

- ■外部・内部講師による研修でのスキルアップ
- ■女性職員のキャリアアップ・活躍推進
- ■プレミアムデーの実施および有給休暇取得推進による、職員のワーク・ライフ・バランスの向上
- ■役職員および役職員家族への各種定期健診補助

【環境保全への取組み】

しょうぎんは、地球環境問題に向き合い、環境保全活動に繋がるお客様の資金ニーズに協力していくとともに、持続可能な社会づくりを目指して環境に配慮した事業活動を行っていきます。

- ■クールビズ活動
- ■ペーパーレス化の促進
- ■マイカーローン(エコカー)利用者への優遇金利対応
- ■太陽光発電事業にかかる融資推進

【未来への取組み】

しょうぎんは、人と人との繋がりを大切にしながら将来を見据えた活動をしていくとともに、あらゆる人が健康的で持続可能な暮らしが出来るよう支えていきます。

- ■しんくみはばたき奨学金制度の実施
- ■学生・生活支援ローンの取扱い
- ■職場体験の実施

コロナ支援関連

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、当組合独自の支援策を講じて、お客様や地域社会のサポートに繋がるような取組みを行なっております。コロナ禍において経済的な影響を受けられている方を対象とした、元金据置可能な「生活応援ローン」や、預入総額の0.05%を当組合負担で愛知県・三重県に寄付する「医療従事者応援定期預金『絆』」などを発売するとともに、広報誌「しょうぎんNEWS」を用いて国や地方自治体の補助制度に関する情報提供等を行ないました。

岡崎支店新築

昭和35年7月にオープンした岡崎支店ですが、この度令和4年5月（予定）に現岡崎支店敷地内に新築移転する運びとなりました。

これもひとえに岡崎支店並びに当組合をご支援くださいました、皆様のおかげであり、役職員一同感謝申し上げます。

今後も地域の皆様に質の高いサービスをご提供できるよう努めてまいりますので、引続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

入組式

令和3年4月1日、当組合本部にて入組式を行い11名の新入職員が入組しました。

○地域貢献

●地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は愛知県、三重県を営業区域とし、組合員一人ひとりがお互いに助け合い、発展していくという「相互扶助」の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要としているお客様へご融資し、事業の発展や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、当組合の経営資源を活用して地域社会・地域経済の発展に積極的に取り組んでおります。

●預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆様の豊かな暮らしと着実な資金づくりを支援するため、お客様のニーズにあった新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力しております。今後とも、皆様の大切な資金活用のお役に立てるよう、さまざまな商品を提供してまいります。

●融資を通じた地域貢献

当組合は、お客様からお預かりした大切な資金（預金積金）をもとに、地元で資金を必要としているお客様にご融資し、円滑な資金供給を行うことで、お客様の健全なご発展と地域社会の活性化に資するべく取り組んでおります。また、地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。今後とも、より幅広くお客様のニーズにお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

●取引先への支援状況等

当組合は、外部専門家との相談体制をとり、お客様へ適切かつ円滑な対応が図れるよう心掛けております。お客様からのご相談に対し親身に寄り添い、業績や財務内容について踏み込んだ分析を行い、役立つ情報提供や改善に向けたアドバイスやサポートを行うなど、お客様の利便性向上に向けて取り組んでおります。

●地域・業域・職域サービスの充実

当組合は地元のお客様と共に歩む地域金融機関として、清掃活動や献血活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。また、公共性と健全経営を堅持し、経営情報の公正な開示など広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図り、信頼される金融機関を目指し幅広いサービスの提供に努めます。

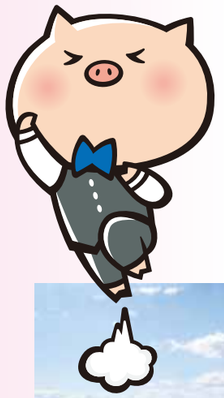

表紙写真：名古屋市街

●文化的・社会的貢献に関する活動

令和2年度「しんくみの日週間」（令和2年9月1日～令和2年9月7日）の期間において、社会貢献活動として愛知県・三重県の各地域で清掃活動と献血活動を行いました。

■清掃活動

公園や駅周辺、店舗周辺の公共箇所を中心に、職員57名が清掃活動を行いました。

■献血活動

各店最寄の献血センターにて実施し、愛知県6箇所にて職員53名が献血活動に参加しました。

■花いっぱい運動

店頭来店客や渉外活動の際に花の種をプレゼントしました。

●はばたき奨学金

■給付型の奨学金制度の創設

今年度より返還不要の奨学金制度「しょうぎんはばたき奨学金」を創設しました。こちらの制度はSDGs活動を支援するもので、17項目のうち「4. 質の高い教育をみんなに」を推進する取組みのひとつとなっております。

○預金のご案内

種　類	お預入れ期間	お預入れ金額	特　色
総合口座	いつでも 出し入れ自由	1円以上	普通預金と定期預金を1冊にまとめた通帳になります。 定期預金の90%まで自動的にお借入れできます。 (最高200万円まで)
普通預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	給与・年金のお受け取り、公共料金等の自動支払いができます。
貯蓄預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	普通預金より金利が高く、いつでも自由に出し入れできます。 残高が増えれば金利もアップします。 (ただし、給与・年金のお受け取り、公共料金等の自動支払いはできません)
当座預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	商取引に手形・小切手を利用することで安全・能率的に資金管理ができます。
通知預金	据置7日間後 出し入れ自由	1万円以上	一時的にまとまった資金の運用にご利用できます。 (お引出し2日前までにご連絡が必要となります。)
納税準備預金	納税時に 引き出し	1円以上	非課税・納税資金の計画的な積立にご利用できます。
期日指定定期預金	1年以上3年以内 の満期指定日まで (1年間は据置)	1円以上 300万円未満	1年間の据置後から3年までの任意の日を満期日に指定できます。 1年据置後ならば一部解約もできます。 (満期日の指定は1ヶ月前までにご連絡が必要となります。)
変動金利定期預金	1年以上 3年以内	1円以上	6ヶ月毎に適用金利を見直しする定期預金となります。
スーパー定期預金	1ヶ月以上 5年以内	1円以上 1,000万円未満	預入時、継続時の店頭表示金利が適用されます。
大口定期預金	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	預入時、継続時の店頭表示金利が適用されます。 まとまった資金の運用にご利用できます。
定期積金	1年以上 5年以内	1,000円以上	計画的な資金づくりにご活用していただけます。

決済用普通預金	当組合では、全額保護される無利息型普通預金(決済用普通預金)をお取扱いしております。

●預金保険による保護の範囲

預金保険の対象預金等	当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金(決済用普通預金)	利息がつかない等の条件を満たす預金は全額保護
	利息のつく普通預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 ※1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます
	定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 ※1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 ※破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます

●取扱内容

決済用預金とは、預金保険法第51条の2第1項で規定された、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす預金のことをいいます。

(1) 無利息であること(預金規定で利息が付かないことを定めてあるもの)

(2) 要求払いであること(預金者がいつでもその払戻しを請求することができるもの)

(3) 決済サービスを提供できること

●新規に無利息型普通預金口座を開設される方

●口座開設時のお申込により無利息型普通預金を開設いたします。

●公共料金等の口座振替を利用する場合は、別途手続きが必要となります。

●キャッシュカードをご希望の場合は、カードを発行いたします。

●現在ご利用中の普通預金口座を無利息型普通預金口座へ変更される方

●現在ご利用中の普通預金口座をお申込により無利息型普通預金(決済用普通預金)に変更できます。

●口座番号に変更はありませんので、ご利用中の各種料金等の口座振替等にかかる変更手続きは不要です。

●ご利用中の通帳及びキャッシュカードはそのまま利用できます。

※通帳には、無利息型普通預金の表示をさせていただきます。

(注)現行の普通預金を無利息型普通預金に切替える場合における現行の普通預金の未払利息につきましては、前回利息支払日から無利息型普通預金への切替前日までに発生する利息を、当組合所定の日にお支払いいたします。

※詳しくは、窓口または担当者までお問合せ下さい。

シルバー定期預金

満55歳以上の個人のお客様がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額
　1口10万円以上1,000万円以内
　(お一人様1,000万円まで)

預入期間
　1年、3年

利率
　期間3年　0.40%
　期間1年　0.30%

すまいる定期預金

個人・法人の方がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額
　100万円以上～上限なし
　但し一口1,000万円以内、何口でも可

預入期間
　1年、3年

利率
　期間3年　0.30%
　期間1年　0.20%

年金定期預金「雅」

当組合で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)をお受け取り中の個人の方、もしくは当組合で新たに公的年金のお受け取りを開始される方がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額
　一口10万円以上1,000万円以内
　(お一人様1,000万円まで)

預入期間
　1年

利率
　0.50%

種　類	特　色	取扱金額	お預入期間
医療従事者応援定期預金「絆」	令和3年6月30日時点での本定期預金の預入総額の0.05%相当額を、当組合負担で愛知県・三重県に医療従事者応援金として寄付いたします。※取扱終了予定	10万円以上～上限なし	1年
シルバー普通預金	満55歳以上の個人のお客様がご利用いただける、特別金利の普通預金です。	1円以上	出し入れ自由
シルバー定期積金	満55歳以上の個人のお客様がご利用いただけます。	掛込金額1万円以上10万円以内	3年限定
子育て支援定期積金	ご契約時点で18歳以下のお子様を扶養する保護者(親権者)の方がご利用いただける、毎月決まった金額をお積み立てする商品です。	1万円以上5万円以内(千円単位で指定可)	3年、4年、5年

融資のご案内

住宅ローン「家物語」　個人ローン

特色　保証会社の審査不要で、住宅の新築や増改築、セカンドハウス購入、つなぎ融資にもご利用いただけます。団信にご加入いただけない方でもお使いいただけます。

ご融資金額
100万円～1億円以内

ご融資期間
最長50年以内（新築に限る）

収益不動産ローン　事業者向けローン

特色　マンション・アパート等の賃貸用住宅、収益ビルの新築・増改築資金、購入資金、他行借換資金等にご利用いただけます。

ご融資金額
要相談（10万円単位）

ご融資期間
35年以内

事業者向けローン

種　類	特　色	ご融資金額	ご融資期間
サポートローン	事業開始後税務申告を3期終えている法人・個人事業主の方のあらゆる事業資金にスピーディーかつ柔軟にお応えします。	100万円～1,000万円以内	運転資金5年以内、設備資金10年以内
創業支援ローン	新たに事業を開始、または事業開始後税務申告を3期終えていない法人・個人事業主の方をサポートいたします。	10万円～500万円以内	運転資金5年以内、設備資金10年以内
プレミアムローン	運転資金や設備資金などの事業資金にご利用いただけます。	3億円以内	運転資金7年以内、設備資金15年以内
スペシャルローン	運転資金や設備資金などの事業資金に特別金利でご利用いただけます。	3億円以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内
不動産活用ローン	所有不動産を担保に活用し、事業性、消費性ともにお使いみち自由にご利用いただけるローンです。	3億円以内（所定の不動産評価掛目範囲内）	20年以内
しんくみビジネスローン	担保不要で、あらゆる事業性資金にお使いいただけます。	【法人】 50万円～1,000万円以内 【個人事業主】 50万円～500万円以内 ※ただし白色申告は上限200万円まで	5年以内
事業者カードローン	カード・通帳で随時借入が可能な、法人・個人事業主の方向けの保証協会付カードローンです。	100万円～2,000万円以内	1年または2年（更新可）

個人ローン

種　類	特　色	ご融資金額	ご融資期間
フリーローン	旅行、趣味、おまとめ等お使いみちが自由なローンです。	10万円～ 500万円以内	7年以内（ただし元金据置期間を含む）
多目的ローン	車や家電製品の購入、リフォーム関連、教育関連等、資金のお使いみちが明確なものにご利用いただけます。（事業性資金は除く）	10万円～1,000万円以内	10年以内（リフォーム関連資金、教育関連資金は15年以内）
フリーローン「チョイス」	お使いみちが自由なローンです。（事業性資金は除く）	10万円～1,000万円以内（ただし主婦・アルバイトは30万円以内）	10年以内
教育カードローン「チャンスⅡ」	幼稚園～大学院に在籍するお子様をお持ちの方を対象にご利用いただくことができ、いつでもATMからキャッシュカードでお引き出しできます。	極度額100万円・150万円・200万円・250万円・300万円・350万円・400万円・450万円・500万円の9パターンから選択。 ただし受験にかかる費用の場合は、極度額100万円	入学予定月9か月前からご利用可能で、融資実行期間は、本商品契約の日から就学者の卒業予定年月まで
カードローンアラカルト	お使いみちは自由で、30万円～800万円まで10パターンの極度額からお選びいただけます。	30万円、50万円、100万円、200万円、300万円、400万円、500万円、600万円、700万円、800万円の10パターンから選択。 （ただし主婦・パート・アルバイトは30万円を上限とする）	1年（自動更新） ※更新時65歳超は更新不可
生活応援ローン	生活に関する資金ならお使いみちは自由な、新型コロナウイルス感染症対策生活支援のローンです。	10万円～50万円以内	7年以内（元金据置最長1年可、元金据置期間を含む）
学生応援ローン	コロナ禍で経済的影響を受けている学生の親御様や学生ご本人様をサポートする、学資にかかる費用にお使いいただけるローンです。	【親御様向け】 10万円～50万円以内 【ご本人様向け】 10万円～30万円以内	10年以内（在学期間中の元金据置可）

※各種融資商品は当組合の組合員もしくは組合員にご加入いただける方がご利用いただけます。また、諸条件がございますので詳しくはお近くの窓口までお問い合わせください。
※審査の結果、ご希望にそえない場合がございますのであらかじめご了承ください。
※各種商品の詳細については令和３年７月１日現在のものです。

役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和3年6月30日現在）

理事長	大原 清二
専務理事	大原 清三
専務理事	大山 舜
常務理事	金岡 茂樹
常務理事	三中 隆司
常勤理事	玉川 正直
理事※	松本 泰伸
理事※	倉田 学
理事※	栗山 重泰司
理事※	鹿島 龍男
理事※	大山 博志
理事※	高山 駿二
理事※	松岡 慶基
理事※	河 隆實
理事※	金原 泰成
理事※	木下 玉子
常勤監事	三本 実
非常勤監事	木村 洋二

注）当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業の組織

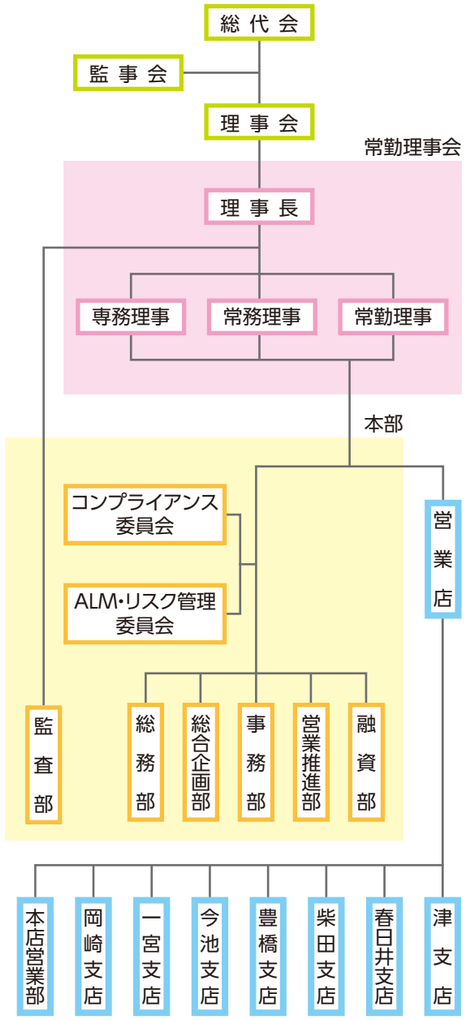

組合員の推移

（単位：人）

区分	令和元年度末	令和2年度末
個人	16,585	16,826
法人	1,143	1,167
合計	17,728	17,993

会計監査人の氏名又は名称

誠栄監査法人（令和3年6月末現在）

令和2年度　経営環境・事業概況

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細業者及び勤労者の資金円滑化、並びに組合員の経済的地位の向上に資することを目的とする相互扶助の信用組合であります。

令和2年度は、まさに緊急事態宣言で始まり緊急事態宣言で終わる1年となりました。一方で、コロナ禍の副産物として、ニューノーマルなリモートライフも急速に進みました。同時に、スマホ5Gも本格化し、デジタル社会のさらなる昇華も確認できましたが、「東証システム障害による売買終日停止」や「ドコモ口座不正被害」などデジタル社会なればこその脆さも確認され、デジタル社会の利便性は、常に「諸刃の剣」となる可能性を秘めていると強く感じることとなりました。

また、1万9千人以上の死者を出した東日本大震災から10年となる節目も迎えましたが、被災地では未だに復興が道半ばとなっている現状を目の当たりにし、いつか現実に訪れる「試練」を想定した災害対策の大切さも改めて認識することとなりました。

そうした中、当組合では信用組合の基本理念に立ち返り、地域密着型金融に注力するとともに、新たに「経営支援室」を本部内に設置し、コロナ禍に喘ぐ地域中小事業者に対し、伴走型の事業再生支援を積極的に進めて参りました。

令和2年度における当組合の業績については、主力商品である『シルバー定期預金』と『すまいる定期預金』の堅調な売れ行きにより預金残高は1,082億円になるとともに、貸出金残高については、特に新型コロナウイルス感染症対策融資が急増したことなどにより769億円となりました。

収益面については、コロナ禍の影響で、対外的業務を積極的かつ開放的に推進することが非常に困難となっていることから、組合内部の業務効率化や経費節減策を丁寧に推し進めた結果、経常利益は468百万円、当期純利益は442百万円となりました。また、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率も8.08%と国内基準である4%を大きく上回っております。

今年度も（1）法令遵守、（2）取引先の拡大、（3）人材の育成、（4）安定収益の確保、（5）不良債権の管理、（6）事務ミスの撲滅、（7）業務の効率化を経営の柱として、実効性のある取組みを継続して参ります。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月25日
信用組合 愛知商銀
理事長　大原 清二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「誠栄監査法人」の監査を受けております。

○総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、中小事業者や勤労者等が相互扶助の精神に基づき経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。組合員は口数に関係なく議決権および選挙権を有しますが当組合の組合員数は17,993名であり、総会を開催することは事実上不可能であります。そこで組合員の中から「総代」を選出し、「総代会」を開催し組合員の意見、総意を反映させております。総代会は当組合の最高意思決定機関であり、毎年6月に通常総代会を開催し、必要な場合には臨時総代会を開催します。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意見を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公正に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2)総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を8つの区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は100人以上180人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和3年3月31日現在の組合員は17,993名)

■総代会の決議事項等の議事概要

令和3年6月24日に開催された第68期通常総代会において以下の議案が審議され、それぞれ承認可決されました。

第一号議案　第六十七期 剰余金処分案　承認の件
第二号議案　第六十八期 事業計画並びに収支予算案　承認の件
第三号議案　組合員法定脱退(第六十七期)承認の件
第四号議案　定款変更　承認の件
第五号議案　総代選挙規約変更　承認の件
第六号議案　理事任期満了に伴う改選の件
第七号議案　監事任期満了に伴う改選の件

■総代の氏名

(令和3年6月30日現在)

選挙区	総代氏名(敬称略)
第1区　本店営業地域 総代定数18名　総代数18名	松本　収、権　泰殷、金岡正光、東川　勲、弓長竹男、金原泰成、松本孔一、松岡慶基、田中光広、大山昌之、金海徳俊、中村　裕、澤田大輔、桐部達雄、清水寛展、神谷哲治、※、永川孝夫
第2区　岡崎支店営業地域 総代定数17名　総代数17名	木村秋次郎、栗山重泰司、千上忠敏、河　隆實、林　昌元、木村孝彦、鈴木栄子、山本末吉、金海文雄、村本英一、柳　基幸、林　碩振、成本哲也、城山慶一、安本龍男、三浦英夫、豊田三朗
第3区　一宮支店営業地域 総代定数12名　総代数11名	金本建治、松本泰伸、池田清助、※、新井雪雄、山田　茂、石山浩男、伊南将盛、大山恭範、葉山鏞振、※
第4区　今池支店営業地域 総代定数17名　総代数14名	杉本芳郎、金田正義、戸田　博、伊藤満寿男、金原茂光、徳山路晃、西原秀熙、金海基繁、山田宣行、大山喜三、玉岡宏光、古川桂司、※、伊藤正敏
第5区　豊橋支店営業地域 総代定数　9名　総代数　9名	西原清景、東原髙眞、鹿島龍男、金本武相、松山一男、柳　龍雄、新本和昌、金原榮賢、杉本浩作
第6区　柴田支店営業地域 総代定数16名　総代数16名	平山武雄、大山裕正、野口武資、大山博志、倉田　学、加藤充彦、新川芳弘、兼本尚浩、大林香瑞人、金村成幸、金田英孝、岡田富之、井上政秋、阿部重治、中山耕一、安立裕司
第7区　春日井支店営業地域 総代定数16名　総代数15名	立浦　猛、木全武雄、髙山駿二、山本秀男、中村　勇、藤原東一、山本龍浩、成本　功、竹山盛之、尾西長人、瀧本安隆、金林文達、田中利明、渭川裕正、松永哲明
第8区　津支店営業地域 総代定数　5名　総代数　5名	田中有里、夏山相洪、宇津井光子、岡村公恵、吉田柄煥

(注)氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「※」と表示しております。

■総代の属性別構成比　総代定数110名　総代数105名

職業別：個人4.7%(5名)、個人事業主10.5%(11名)、法人役員84.8%(89名)
年代別：30代以下0.9%(1名)、40代12.4%(13名)、50代15.2%(16名)、60代34.3%(36名)、70代26.7%(28名)、80代以上10.5%(11名)
業種別：製造業7.0%(7名)、建設業10.0%(10名)、運輸業6.0%(6名)、卸売業2.0%(2名)、不動産業19.0%(19名)、宿泊業6.0%(6名)、娯楽業23.0%(23名)、その他27.0%(27名)
※業種別は、法人役員および個人事業主に限る。

■令和2年度　地区別総代懇談会の開催

令和2年度の地区別総代懇親会については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から開催を見送りました。

○報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額及び賞与につきましては、理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与につきましては、監事会で決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区　分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　　事	75	100
監　　事	13	20
合　計	88	120

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
注2. 支払人数は理事18名、監事2名です。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
注2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
注3. 当組合職員の給与、賞与ならびに退職金は当組合における「給与規程」、「退職金規程」に基づき支払っております。
注4. 当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

◎地域密着型金融の取組み状況

■中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は愛知県、三重県を営業区域とした協同組織金融機関であり、お客様の健全な発展と地域社会の活性化に資するため、地元で健全な事業を営む中小企業・小規模事業者に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに金融コンサルティング機能を発揮し、地元事業者の経営相談及び経営改善に関し、真摯な対応に努め、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。また、金融円滑化の重要性を認識し、お客様の経営実態等を踏まえて、事業資金に係る貸付、中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等のご相談やお申込みに対して、今後も変わることなく、適切に積極的な対応に努めてまいります。

■態勢整備

当組合では金融円滑化管理統括部である融資部を中心として各営業部店と連携を図り、モニタリングや個別訪問等を行うと共に、コンサルティング機能を発揮し、お客様と一体となって経営改善・事業再生支援に取り組んでまいります。取り組みの一環として令和2年12月に経営支援室を開設致しました。経営支援室では中小企業診断士や外部コンサルティング会社などの外部専門機関と連携し、専門的な知見・ノウハウ等をより積極的に活用し、経営改善の計画策定支援や中小企業・小規模事業者の抱える経営課題に一緒になって取り組みます。

現在、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の外部機関との活用実績はありませんが、今後、連携を図ると共に活用していくよう努めてまいります。

より知識や教養を深める為に一般社団法人全国信用組合中央協会主催、東海信用組合協会主催の研修やWEB会議等に参加しました。

■経営改善支援等の取組み実績

（単位：先数、%）

期初債務者数（A）	うち経営改善支援取組み先（α）	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数（β）	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先（γ）	αのうち再生計画を策定した先数（δ）	経営改善支援取組み率（α／A）	ランクアップ率（β／α）	再生計画策定率（δ／α）
118	12	0	9	7	10.17	0.00	58.33

（注）1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2.期初債務者数は令和2年4月当初の債務者数です。
3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4.「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。
5.「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6.「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

■中小企業に適した資金供給手法

（単位：件数、百万円）

	令和2年度	
	件　数	金　額
財務制限条項を活用した商品による融資実績	—	—

	令和2年度	
	件　数	金　額
動産・債権譲渡担保融資の実績	7	588
うち、売掛債権担保融資	7	588
うち、動産担保融資	7	588

（注）1.「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。
2.残高は、当組合とお客様との間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。
3.動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としております。
4.令和2年度実績の動産・債権譲渡担保融資は、売掛債権及び動産の両方に担保設定しております。

■創業・新事業支援融資実績

（単位：件数、百万円）

	令和2年度	
	件　数	金　額
創業・新事業支援実績	4	327

（注）創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた取組み状況

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、当組合では資金繰り支援や既往債務の返済猶予と共に、実質無利子・無担保融資の推進をしております。

（単位:件数、百万円）

項　目	令和2年度
実質無利子・無担保融資申込受付件数	222
実質無利子・無担保融資申込実行件数	168
実質無利子・無担保融資実行金額	3,088
条件変更件数	231
条件変更実行金額	26,361

（注）1.実質無利子・無担保融資は「国の補正予算成立を受けて新たに創設された制度融資（セーフティーネット4号・5号、危機関連保証）」の合計で、都道府県独自の制度融資の件数、金額は含みません。
2.条件変更については令和2年3月10日から令和3年3月31日までに実行した条件変更の件数、金額を合計しています。

■地域の活性化に関する取組状況

愛知県・三重県を営業区域とした協同組織金融機関として、お客様の健全な発展と地域社会の活性化に資することを目的に、地域情報を活用し、お客様により適切な支援方法を外部専門家の協力も仰ぎながら事業再生、創業、新事業への積極支援、事業性評価融資の推進に努めております。

これからも、地域の活性化の実現に向け業務に邁進してまいります。

◎「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況

項　目	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	21件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	2.80%
保証契約を解除した件数	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件

○経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科　目	金　額	
(資　産　の　部)	令和元年度	令和2年度
現　金	683,399	612,813
預け金	54,672,083	54,097,516
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	3,304,073	14,441,124
国　債	—	10,611,700
地方債	—	—
短期社債	—	—
社　債	2,510,720	3,036,598
株　式	192,407	191,166
その他の証券	600,946	601,660
貸出金	72,642,160	76,920,557
割引手形	132,259	227,271
手形貸付	14,714,345	13,741,914
証書貸付	57,763,075	62,927,062
当座貸越	32,479	24,307
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	580,794	539,535
未決済為替貸	6,129	3,313
全信組連出資金	414,400	414,400
前払費用	6,160	14,324
未収収益	108,786	73,785
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	45,317	33,711
有形固定資産	3,074,336	3,006,465
建　物	886,336	855,672
土　地	2,066,835	2,066,835
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	254
その他の有形固定資産	121,164	83,702
無形固定資産	3,185	6,137
ソフトウェア	444	3,396
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	2,741	2,741
前払年金費用	115,301	220,172
繰延税金資産	1,798	56,229
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	390,209	385,891
貸倒引当金	△2,154,485	△1,649,317
(うち個別貸倒引当金)	(△1,650,729)	(△1,242,675)
資産減損引当金	△ 996	—
資産の部合計	133,311,861	148,637,126

科　目	金　額	
(負　債　の　部)	令和元年度	令和2年度
預金積金	105,163,200	108,276,789
当座預金	1,848,996	2,357,927
普通預金	10,839,542	11,006,517
貯蓄預金	6,261	7,042
通知預金	550	13,446
定期預金	90,353,148	93,148,947
定期積金	2,070,880	1,715,551
その他の預金	43,821	27,356
譲渡性預金	—	—
借用金	20,865,000	32,835,000
借入金	20,865,000	32,835,000
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	702,324	667,661
未決済為替借	3,712	4,513
未払費用	364,740	359,407
給付補塡備金	2,123	1,602
未払法人税等	109,268	4,441
前受収益	84,176	96,436
払戻未済金	48,412	95,801
職員預り金	77,632	88,196
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	—	—
資産除去債務	—	—
その他の負債	12,258	17,262
賞与引当金	52,959	54,441
役員賞与引当金	6,400	13,200
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	87,761	104,841
睡眠預金払戻損失引当金	1,487	323
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	51,840	51,996
債務保証	390,209	385,891
負債の部合計	127,321,183	142,390,146
(純　資　産　の　部)		
出資金	3,483,388	3,525,265
普通出資金	3,483,388	3,525,265
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	2,562,045	2,970,769
利益準備金	1,281,000	1,411,000
その他利益剰余金	1,281,045	1,559,769
特別積立金	—	—
当期未処分剰余金	1,281,045	1,559,769
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	6,045,434	6,496,034
その他有価証券評価差額金	9,927	△ 184,213
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△ 64,684	△ 64,840
評価・換算差額等合計	△ 54,756	△ 249,054
純資産の部合計	5,990,677	6,246,980
負債及び純資産の部合計	133,311,861	148,637,126

貸借対照表の注記事項

1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日　平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額　695百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額　683百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条4号に定める「国税庁長官が定めて公表した方法(財産評価基本通達)」に基づいて、財産評価基準書の路線価を基に奥行価格補正、側方路線、二方路線、間口狭小奥行長大及び不整形地の補正等合理的な調整を行って算出いたしました。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△256百万円

4.有形固定資産の減価償却は、定率法(但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　26年～39年
その他　3年～15年

5.無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部自己査定課(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

7.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8.役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9.退職給付引当金(前払年金費用)は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を過去の払戻実績に基づいて見積り、必要と認める額を計上しております。

12.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　13百万円

14.有形固定資産の減価償却累計額　672百万円

15.貸出金のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は3,958百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16.貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は37百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

18.破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,044百万円であります。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19.手形割引により取得した商業手形の額面金額は、227百万円であります。

20.担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産　預け金　32,000百万円
担保資産に対応する債務　借用金　31,300百万円

上記のほか、為替取引のために預け金4,000百万円を担保として提供しております。

21.出資1口当たりの純資産額は886円02銭です。

22.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等によるALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程、規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、現在価値分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとに常勤理事会、半期ごとに理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度毎に定める余裕資金運用方針に基づき、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会の監督の下、有価証券運用規程等に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部により、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、将来、指標となる市場金利が上下に1%変動した場合の現在価値変動額を金利リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、貸出金のうち、固定金利貸出の金利満期を5年と想定したうえ、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる市場金利が上下に1%変動したものと想定した場合の経済価値変動額(金融資産及び金融負債の現在価値変動額)は2,482百万円であります。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

経理・経営内容

金融商品の時価は、事業年度末の市場価格に基づく価額としております。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23.金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 預け金(*1)	54,097	54,146	49
(2) 有価証券			
その他有価証券	13,930	13,930	−
(3) 貸出金(*1)	76,920		
貸倒引当金(*2)	△1,649		
	75,271	76,678	1,407
金融資産計	143,298	144,755	1,456
(1) 預金積金(*1)	108,276	109,300	1,023
(2) 借用金(*1)	32,835	32,835	−
金融負債計	141,111	142,135	1,023

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	11
出資金等(*2)	500
組合出資金(*3)	414
差入保証金(*1)	27
合　計	953

(*1) 非上場株式及び差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 出資金等は、業界内の資本増強支援に係る優先出資証券等であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 組合出資金(全信組連出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	54,097	−	−	−	−	−
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	701	510	1,427	−	−	11,110
貸出金	66,588	1,518	1,627	2,539	2,115	810
合　計	121,385	2,028	3,054	2,539	2,115	11,920

(*) 貸出金の償還予定額について、変動金利貸出金においては、金利の更改日を償還日として「1年以内」に含め、変動金利貸出金以外の貸出金は上記の期間表示区分によって区分しております。
また、貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金積金	46,405	60,633	1,235	−	−	−
借用金	6,575	10,080	16,180	−	−	−
合　計	52,980	70,713	17,415	−	−	−

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券 (単位：百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株　式	180	180	−
	社　債	2,744	2,698	46
	その他	101	100	1
	小　計	3,026	2,978	47
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	10,611	10,902	△290
	社　債	291	300	△8
	小　計	10,903	11,202	△298
	合　計	13,930	14,181	△251

(注) 貸借対照表計上額は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

25.当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26.当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

27.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、371百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

28.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,535百万円が含まれております。

29.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
過年度直接有税償却額	43百万円
貸倒引当金	374百万円
減価償却超過額	9百万円
賞与引当金	14百万円
役員退職慰労引当金	27百万円
税務上の繰越欠損金(注1)	11百万円
その他	93百万円
繰延税金資産　小計	574百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	−百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△447百万円
評価性引当額　小計	△447百万円
繰延税金資産　合計	127百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	12百万円
前払年金費用	58百万円
繰延税金負債　合計	71百万円
繰延税金資産(負債)の純額	56百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	11	−	−	−	−	11
評価性引当額	−	−	−	−	−	−
繰延税金資産	11	−	−	−	−	(b) 11

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金は11百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産11百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

損益計算書

(単位：千円)

科　目	令和元年度	令和2年度
経常収益	2,711,963	2,360,879
資金運用収益	2,234,615	2,292,432
貸出金利息	2,118,230	2,129,486
預け金利息	57,792	57,612
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	40,271	87,346
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	18,320	17,985
役務取引等収益	86,067	61,289
受入為替手数料	13,714	11,708
その他の役務収益	72,353	49,580
その他業務収益	382,625	5,319
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	368,316	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	14,308	5,319
その他経常収益	8,654	1,839
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	1,913	226
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	6,740	1,612
経常費用	2,335,977	1,891,912
資金調達費用	394,619	397,284
預金利息	359,514	350,694
給付補填備金繰入額	1,749	1,376
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	32,497	44,323
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	857	890
役務取引等費用	35,740	37,379
支払為替手数料	6,669	6,847
その他の役務費用	29,070	30,532
その他業務費用	—	—
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経　費	1,283,213	1,090,251
人件費	836,781	723,189
物件費	414,180	344,586
税　金	32,250	22,476
その他経常費用	622,404	366,996
貸倒引当金繰入額	424,220	28,824
貸出金償却	197,865	337,949
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	318	222
経常利益	375,985	468,967
特別利益	2	2,962
固定資産処分益	2	1,965
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	996
特別損失	3,144	2,167
固定資産処分損	3,144	2,167
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	372,842	469,762
法人税、住民税及び事業税	113,895	11,146
法人税等調整額	98,301	16,019
法人税等合計	212,196	27,166
当期純利益	160,645	442,596
繰越金(当期首残高)	1,120,399	1,117,173
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期未処分剰余金	1,281,045	1,559,769

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たりの当期純利益　62円53銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科　目	令和元年度	令和2年度
当期未処分剰余金	1,281,045	1,559,769
剰余金処分額	163,872	194,956
利益準備金	130,000	160,000
普通出資に対する配当金	33,872	34,956
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	1,117,173	1,364,813

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科　目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	2,234,615	2,292,432
資金調達費用	394,619	397,284
資金運用収支	1,839,996	1,895,148
役務取引等収益	86,067	61,289
役務取引等費用	35,740	37,379
役務取引等収支	50,327	23,910
その他業務収益	382,625	5,319
その他業務費用	—	—
その他の業務収支	382,625	5,319
業務粗利益	2,272,948	1,924,377
業務粗利益率	1.87%	1.41%
業務純益	910,453	859,320
実質業務純益	1,047,509	762,206
コア業務純益	679,192	762,206
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	679,192	762,206

(注) 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
業　務　純　益=業務収益−(業務費用−金銭の信託運用見合費用)
実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
コア業務純益=実質業務純益−国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項　目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△25,202	57,816
支払利息の増減	21,745	2,664

経費の内訳

(単位：千円)

項　目	令和元年度	令和2年度
人件費	836,781	723,189
報酬給料手当	607,536	611,745
退職給付費用	116,852	△12,415
その他	112,392	123,859
物件費	414,180	344,586
事務費	165,742	135,803
固定資産費	57,124	44,515
事業費	65,238	33,197
人事厚生費	15,352	18,858
有形固定資産償却	80,217	79,393
無形固定資産償却	314	863
その他	30,191	31,955
税　金	32,250	22,476
経費合計	1,283,213	1,090,251

役務取引の状況

(単位：千円)

科　目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	86,067	61,289
受入為替手数料	13,714	11,708
その他の受入手数料	72,352	49,575
その他の役務取引等収益	0	4
役務取引等費用	35,740	37,379
支払為替手数料	6,669	6,847
その他の支払手数料	2,851	2,681
その他の役務取引等費用	26,219	27,850

○経理・経営内容

預金積金残高

(単位：百万円)

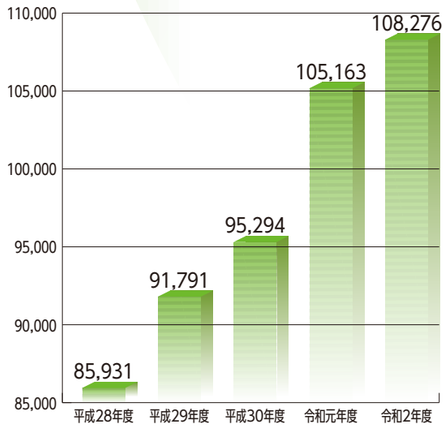

貸出金残高

(単位：百万円)

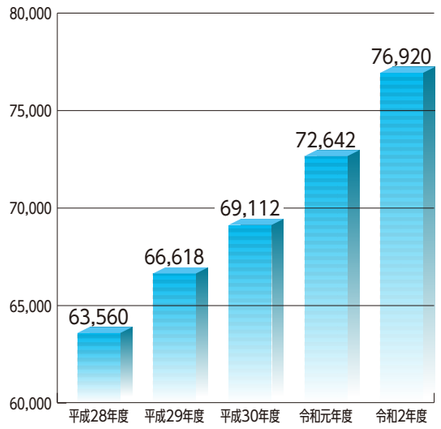

純資産額

(単位：百万円)

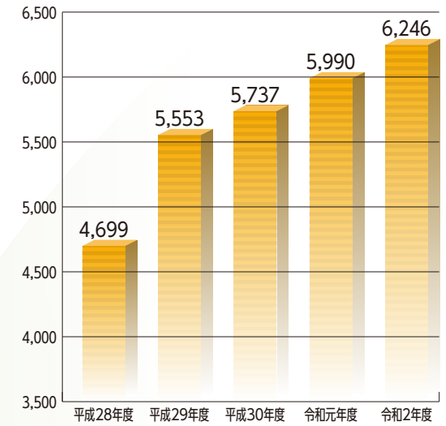

単体自己資本比率

(単位：%)

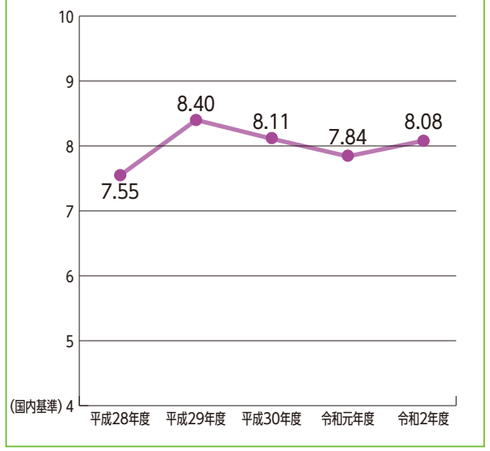

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	2,250,673	2,384,604	2,566,582	2,711,963	2,360,879
経常利益(経常損失△)	199,167	△1,219,463	621,499	375,985	468,967
当期純利益	117,747	707,437	277,397	160,645	442,596
預金積金残高	85,931,972	91,791,857	95,294,900	105,163,200	108,276,789
貸出金残高	63,560,387	66,618,761	69,112,773	72,642,160	76,920,557
有価証券残高	5,482,238	7,477,535	3,365,356	3,304,073	14,441,124
総資産額	102,197,695	113,274,146	117,136,339	133,311,861	148,637,126
純資産額	4,699,134	5,553,603	5,737,923	5,990,677	6,246,980
単体自己資本比率	7.55%	8.40%	8.11%	7.84%	8.08%
出資総額	3,210,600	3,371,096	3,316,499	3,483,388	3,525,265
出資総口数	6,421,200口	6,742,193口	6,632,999口	6,966,777口	7,050,530口
出資に対する配当金	32,535	33,335	33,367	33,872	34,956
職員数	114人	101人	100人	99人	102人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実状況

(単位：千円)

項　目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,011,561	6,461,078
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,483,388	3,525,265
うち、利益剰余金の額	2,562,045	2,970,769
うち、外部流出予定額(△)	33,872	34,956
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	503,755	406,641
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	503,755	406,641
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	476,021	261,407
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△2,311	△1,733
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	6,989,027	7,127,393
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,340	4,503
うち、のれんに係るものの額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,340	4,503
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	–	931
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
前払年金費用の額	84,688	161,540
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る十パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	87,028	166,975
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ))　(ハ)	6,901,998	6,960,417
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,289,794	82,382,960
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12,843	△12,843
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	–	–
うち、繰延税金資産	–	–
うち、前払年金費用	–	–
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	△12,843	△12,843
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,645,351	3,673,943
信用リスク・アセット調整額	–	–
オペレーショナル・リスク相当額調整額	–	–
リスク・アセットの額の合計額　(ニ)	87,935,145	86,056,903
単体自己資本比率		
単体自己資本比率((ハ)／(ニ))	7.84%	8.08%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等のほか、適格資本調達手段として自己資本の算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	信用組合愛知商銀	信用組合愛知商銀
資本調達手段の種類	普通出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,525百万円	261百万円
償還期限	—	令和4年3月28日～令和7年3月27日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	信用組合愛知商銀が劣後ローンの償還をおこなっても充分な自己資本比率を維持し、元利金の償還について主務大臣の事前届出が受理された場合には期限前償還をおこなう場合があります

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収支など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科　目	年　度	平均残高(百万円)	利　息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	元年度	121,267	2,234,615	1.84
	2年度	136,103	2,292,432	1.68
うち貸出金	元年度	69,129	2,118,230	3.06
	2年度	73,728	2,129,486	2.88
うち預け金	元年度	46,218	57,792	0.12
	2年度	51,833	57,612	0.11
うち有価証券	元年度	5,505	40,271	0.73
	2年度	10,127	87,346	0.86
資金調達勘定	元年度	116,788	394,619	0.33
	2年度	131,289	397,284	0.30
うち預金積金	元年度	100,911	361,264	0.35
	2年度	104,479	352,070	0.33
うち譲渡性預金	元年度	—	—	—
	2年度	—	—	—
うち借用金	元年度	15,791	32,497	0.20
	2年度	26,721	44,323	0.16

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(元年度367百万円、2年度406百万円)を控除して表示しております。

1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区　分	令和元年度	令和2年度
1店舗当りの預金残高	13,145	13,534
1店舗当りの貸出金残高	9,080	9,615

職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区　分	令和元年度	令和2年度
職員1人当りの預金残高	1,062	1,061
職員1人当りの貸出金残高	733	754

内国為替取扱実績 (単位：百万円)

区　分		令和元年度末		令和2年度末	
		件　数	金　額	件　数	金　額
送金・振込	他の金融機関向け	18,054	59,892	17,862	51,467
	他の金融機関から	13,814	50,326	13,017	37,460
代金取立	他の金融機関向け	27	19	19	10
	他の金融機関から	5	6	6	6

総資産利益率 (単位：%)

区　分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.30	0.33
総資産当期純利益率	0.12	0.31

(注)総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等 (単位：%)

区　分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回　(a)	1.84	1.68
資金調達原価率　(b)	1.43	1.13
総資金利鞘　(a−b)	0.41	0.55

預貸率及び預証率 (単位：%)

区　分		令和元年度	令和2年度
預貸率	(期　末)	69.07	71.04
	(期中平均)	68.50	70.56
預証率	(期　末)	3.14	13.33
	(期中平均)	5.45	9.69

(注)1. 預貸率=貸出金／預金積金×100
2. 預証率=有価証券／預金積金×100

その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項　目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	368	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	14	5
その他業務収益合計	382	5

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位：百万円)

項　目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	11	11
出資金等	500	500
合　計	511	511

(注)出資金等は、業界内の資本増強支援に係る優先出資証券等であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

その他有価証券 (単位：百万円)

	種　類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株　式	181	180	1	180	180	—
	債　券	2,051	2,002	49	2,744	2,698	46
	国　債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社　債	2,051	2,002	49	2,744	2,698	46
	その他	100	100	0	101	100	1
	小　計	2,333	2,282	51	3,026	2,978	47
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株　式	—	—	—	—	—	—
	債　券	459	497	△ 37	10,903	11,202	△ 298
	国　債	—	—	—	10,611	10,902	△ 290
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社　債	459	497	△ 37	291	300	△ 8
	その他	—	—	—	—	—	—
	小　計	459	497	△ 37	10,903	11,202	△ 298
合　計		2,793	2,779	13	13,930	14,181	△ 251

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券を区分しております。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金銭の信託・デリバティブ取引

金銭の信託の時価等情報

該当事項なし

デリバティブ取引の時価等情報

該当事項なし

○資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種　目	令和元年度		令和2年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
流動性預金	9,978	9.88	11,513	11.02
定期性預金	90,905	90.08	92,940	88.95
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	27	0.02	25	0.02
合　計	100,911	100.00	104,479	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区　分	令和元年度	令和2年度
固定金利定期預金	90,336	93,133
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	16	15
合　計	90,353	93,148

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区　分	令和元年度		令和2年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
個　人	92,011	87.49	93,797	86.62
法　人	13,151	12.50	14,479	13.37
一般法人	13,105	12.46	14,429	13.32
金融機関	3	0.00	0	0.00
公　金	41	0.03	49	0.04
合　計	105,163	100.00	108,276	100.00

財形貯蓄残高

該当事項なし

○資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科　目	令和元年度		令和2年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
割引手形	63	0.09	90	0.12
手形貸付	13,376	19.35	13,604	18.45
証書貸付	55,654	80.50	60,005	81.38
当座貸越	34	0.05	27	0.03
合　計	69,129	100.00	73,728	100.00

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区　分	令和元年度	令和2年度
固定金利貸出	21,077	23,258
変動金利貸出	51,564	53,662
合　計	72,642	76,920

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区　分	令和元年度		令和2年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
運転資金	34,241	47.14	36,265	47.15
設備資金	38,401	52.86	40,654	52.85
合　計	72,642	100.00	76,920	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区　分	令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会	10	5
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	11	4
独立行政法人 雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	0	0
その他	—	—
合　計	21	10

令和2年度公庫・事業団等別貸出残高構成比

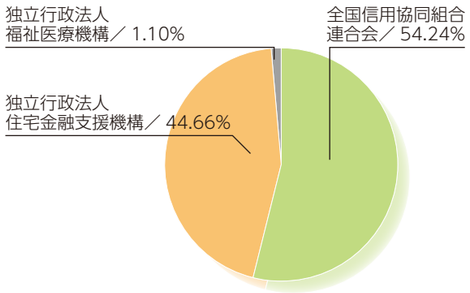

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区　分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国　債	元年度末	—	—	—	—	—	—
	2年度末	—	—	—	10,611	—	10,611
地方債	元年度末	—	—	—	—	—	—
	2年度末	—	—	—	—	—	—
短期社債	元年度末	—	—	—	—	—	—
	2年度末	—	—	—	—	—	—
社　債	元年度末	—	1,484	1,026	—	—	2,510
	2年度末	701	1,835	—	498	—	3,036
株　式	元年度末	—	—	—	—	192	192
	2年度末	—	—	—	—	191	191
外国証券	元年度末	—	100	—	—	—	100
	2年度末	—	101	—	—	—	101
その他の証券	元年度末	—	—	—	—	500	500
	2年度末	—	—	—	—	500	500
合　計	元年度末	—	1,585	1,026	—	692	3,304
	2年度末	701	1,937	—	11,110	691	14,441

○資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

区　分	令和元年度		令和2年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
製造業	1,113	1.5	1,018	1.3
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,678	2.3	1,693	2.2
建設業	4,253	5.9	4,907	6.4
電気、ガス、熱供給、水道業	60	0.1	90	0.1
情報通信業	786	1.1	732	1.0
運輸業、郵便業	318	0.4	392	0.5
卸売業、小売業	1,792	2.5	1,553	2.0
金融業、保険業	—	—	200	0.3
不動産業	28,600	39.4	31,228	40.6
物品賃貸業	1	0.0	1	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	5	0.0	723	0.9
宿泊業	9,271	12.8	8,503	11.1
飲食業	1,704	2.3	1,866	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	13,031	17.9	13,522	17.6
教育、学習支援業	1	0.0	5	0.0
医療、福祉	—	—	—	—
その他のサービス	3,649	5.0	3,598	4.7
その他の産業	169	0.2	205	0.3
小　計	66,439	91.5	70,243	91.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,202	8.5	6,676	8.7
合　計	72,642	100.0	76,920	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区　分	令和元年度		令和2年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
消費者ローン	433	7.5	391	6.3
住宅ローン	5,341	92.5	5,809	93.7
合　計	5,775	100.0	6,200	100.00

貸出金償却額

(単位：百万円)

項　目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	197	337

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項　目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	503	137	406	△97
個別貸倒引当金	1,650	△39	1,242	△408
貸倒引当金合計	2,154	97	1,649	△505

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区　分	令和元年度		令和2年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
国　債	2,213	40.21	6,631	65.47
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社　債	2,500	45.41	2,704	26.70
株　式	191	3.47	191	1.88
外国証券	100	1.81	100	0.98
その他の証券	500	9.08	500	4.93
合　計	5,505	100.00	10,127	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区　分		金　額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度	437	0.60	—
	令和2年度	985	1.28	—
有価証券	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
動　産	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
不動産	令和元年度	59,760	82.27	30
	令和2年度	60,753	78.98	25
その他	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
小　計	令和元年度	60,197	82.87	30
	令和2年度	61,739	80.26	25
信用保証協会・信用保険	令和元年度	47	0.07	—
	令和2年度	3,579	4.65	—
保　証	令和元年度	5,211	7.17	360
	令和2年度	5,141	6.68	360
信　用	令和元年度	7,185	9.89	—
	令和2年度	6,460	8.40	—
合　計	令和元年度	72,642	100.00	390
	令和2年度	76,920	100.00	385

(注)平成27年度より「信用保証協会・信用保険」欄には信用保証協会付貸出金のみ計上しております。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、%）

区　分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)／(A)	貸倒引当金引当率 (C)／(A−B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,482	502	979	1,482	100.00	100.00
	令和2年度	1,278	488	789	1,278	100.00	100.00
危険債権	令和元年度	2,484	1,581	671	2,252	90.67	74.34
	令和2年度	2,732	1,961	452	2,414	88.37	58.76
要管理債権	令和元年度	1,056	699	4	703	66.59	1.18
	令和2年度	37	21	0	22	59.11	3.10
不良債権計	令和元年度	5,023	2,783	1,654	4,438	88.36	73.89
	令和2年度	4,048	2,472	1,243	3,715	91.77	78.87
正常債権	令和元年度	68,048					
	令和2年度	73,292					
合　計	令和元年度	73,072					
	令和2年度	77,341					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7.金額は決算後（償却後）の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、%）

区　分		残　高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)／(A)
破綻先債権	令和元年度	350	100	249	100.00
	令和2年度	48	34	13	100.00
延滞債権	令和元年度	3,612	1,980	1,401	93.59
	令和2年度	3,958	2,411	1,228	91.97
3か月以上延滞債権	令和元年度	36	20	0	56.41
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	1,020	679	4	66.95
	令和2年度	37	21	0	59.11
合　計	令和元年度	5,019	2,780	1,654	88.35
	令和2年度	4,044	2,468	1,243	91.76

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。

3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。

5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7.「保全率(B+C)／(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令遵守の体制

わたしたち愛知商銀は、業務を行うにつきまして、あらゆる法律等を遵守し、公共的使命と社会的責任を果たし、お客様の利益を擁護するため、以下の通り法令等を遵守すべく基本方針として取組んでおります。

1. 当組合は、公共的使命および社会的責任の重さを認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客様を始めすべての利害関係人から信頼を得られるよう努力します。
2. 当組合は、中小企業等協同組合法を始めとするあらゆる法律等を遵守し、誠実かつ公正な業務を行うことをお約束します。
3. 当組合は、質の高い内部統制システムを構築し、法令等違反行為の抑止に努力します。
4. 当組合は、お客様の情報をあらゆる法令等を遵守した上で、厳格に管理し、外部漏洩等の事故が無いよう努力します。
5. 当組合は、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力と決別し、断固として対決します。
6. 当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切に利益相反管理を行います。

苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要

●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し付けください。

※苦情等とは当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

■当組合へのお申出先

「お取引店舗」または「本部 事務部」にお願いいたします。

本部 事務部
住　　所：愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号
電話番号：052-451-3128
受付時間：9：00～17：00（土日・祝日及び金融機関休業日を除く）

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。
詳しくは当組合本部 事務部へご相談ください。

地区しんくみ苦情等相談所（東海信用組合協会）
住　　所：名古屋市中村区椿町3-21
電話番号：052-451-2110
受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00
（祝日及び金融機関休業日を除く）

しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住　　所：東京都中央区京橋1-9-5
電話番号：03-3567-2456
受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00
（祝日及び金融機関休業日を除く）

相談所は公正・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合本部事務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。
なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
例えば、愛知県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

例えば、お客様は、滋賀県弁護士会や長野県弁護士会や福井県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

愛知県弁護士会紛争解決センター
住　　所：愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
電話番号：052-203-1651
受付時間：月曜日～金曜日10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

東京弁護士会紛争解決センター
住　　所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号：03-3581-0031
受付時間：月曜日～金曜日9:30～12:00、13:00～15:00
（祝日及び年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター
住　　所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号：03-3595-8588
受付時間：月曜日～金曜日10:00～12:00、13:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター
住　　所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号：03-3581-2249
受付時間：月曜日～金曜日9:30～12:00、13:00～17:00
（祝日及び年末年始を除く）

○リスク管理体制

－ 定 性 的 事 項 －

・信用リスクに関する事項
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
・オペレーショナル・リスクに関する事項
・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
リスク管理の方針及び管理体制	安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう、厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図ることとしています。
評価・計測	信用リスクを的確に評価・計測するため、信用格付システムを導入しています。信用格付は取引先の経営内容を総合的に分析し、統一的な基準で評価したもので、自己査定の債務者区分の前提となっています。

■貸倒引当金の計算基準
P.21貸借対照表の注記事項6に記載

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
・株式会社　格付投資情報センター（R&I）
・株式会社　日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める事務手続及び担保評価規定等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。
リスク管理の方針及び管理体制	ALM・リスク管理委員会において、リスク管理の基本方針を協議・検討するとともに、リスクを適切に把握・管理する態勢を整備しています。
評価・計測	リスクの計測に関しては、粗利益を基準に計測する基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当組合は基礎的手法を採用しています。
〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明	市場の変動によって受ける資産価値の変動の影響を指します。
リスク管理の方針及び管理体制	ALM・リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。
評価・計測	株式・出資金のリスクの計測に関し、実質価額を計測しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合においては、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響の双方ともに定期的な評価、計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。 具体的には、毎月金利リスクを計測し、ALM・リスク管理委員会で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	当組合では金利リスクに対する対応策として、いち早く新しい金利水準に切り替わるよう変動金利貸出を導入し、金利リスクの逓減に努めています。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
当組合は信用組合業界で構築したSKC−ALMシステムを用いて、上下パラレルシフト等金利ショックを与えて、金利リスクを計測しております。

計測手法	金利ラダー方式
計測対象	運用・調達勘定のうち、市場金利の影響を受ける資産・負債
コア預金	対象：流動性預金全般（当座預金、普通預金等）
	算定方法：下記①～③のうち最小の額を上限とします。 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額
	満期：5年以内（平均2.5年）
金利リスクの計測頻度	毎月

（注）コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求により随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をいいます。

リスク管理体制

－ 定 量 的 事 項 －

- 自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実状況P.25をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- 金利リスクに関する事項

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	84,289	3,371	82,382	3,295
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	84,302	3,372	82,395	3,295
（ⅰ）ソブリン向け	23	0	61	2
（ⅱ）金融機関向け	7,087	283	4,567	182
（ⅲ）法人等向け	35,815	1,432	35,815	1,432
（ⅳ）中小企業等・個人向け	1,418	56	1,899	75
（ⅴ）抵当権付住宅ローン	165	6	179	7
（ⅵ）不動産取得等事業向け	28,047	1,121	29,571	1,182
（ⅶ）三月以上延滞等	2,791	111	1,420	56
（ⅷ）出資等	691	27	691	27
出資等のエクスポージャー	691	27	691	27
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
（ⅸ）他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
（ⅹ）信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	414	16	414	16
（ⅺ）その他	7,846	313	7,774	310
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	△12	△0	△12	△0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	3,645	145	3,673	146
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ）	87,935	3,517	86,056	3,442

（注）1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ＼ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国　内	135,426	150,529	73,044	77,333	2,499	13,901	—	—	3,234	2,002
国　外	100	100	100	100	100	100	—	—	—	—
地域別合計	135,526	150,629	73,144	77,433	2,599	14,001	—	—	3,234	2,002
製造業	1,295	1,200	1,114	1,020	—	—	—	—	3	0
農　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱　業	1,678	1,693	1,678	1,693	—	—	—	—	1,577	1,569
建設業	4,455	5,055	4,455	5,055	—	—	—	—	77	102
電気・ガス・熱供給・水道業	83	615	83	113	—	500	—	—	—	—
情報通信業	1,474	1,410	974	909	497	497	—	—	8	4
運輸業	358	471	358	471	—	—	—	—	8	—
卸売業、小売業	2,343	2,095	1,843	1,594	500	500	—	—	84	114
金融業、保険業	55,701	55,292	32	230	—	—	—	—	0	0
不動産業	30,169	32,792	28,664	31,288	1,502	1,501	—	—	161	84
各種サービス	28,394	28,964	28,394	28,964	—	—	—	—	1,237	99
国・地方公共団体等	100	11,012	—	—	100	11,002	—	—	—	—
個　人	5,374	5,884	5,374	5,884	—	—	—	—	74	27
その他	4,096	4,141	169	205	—	—	—	—	—	—
業種別合計	135,526	150,629	73,144	77,433	2,599	14,001	—	—	3,234	2,002
1年以下	66,038	63,696	19,821	18,198	—	697	—	—		
1年超3年以下	2,831	2,415	2,134	1,914	697	501	—	—		
3年超5年以下	6,098	7,152	5,196	5,752	902	1,400	—	—		
5年超7年以下	7,047	5,440	6,047	5,440	1,000	—	—	—		
7年超10年以下	3,756	8,424	3,756	8,424	—	—	—	—		
10年超	36,106	49,005	36,106	37,602	—	11,402	—	—		
期間の定めのないもの	13,646	14,494	81	99	—	—	—	—		
残存期間別合計	135,526	150,629	73,144	77,433	2,599	14,001	—	—		

（注）1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5.期間区分における「期間の定めのないもの」には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.29をご参照ください。

リスク管理体制

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	—	3	3	—	—	3	—	0	3	—	—	—
農　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱　業	749	770	770	737	—	—	749	770	770	737	—	—
建設業	—	15	15	45	—	—	—	15	15	45	95	29
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	243	3	3	3	204	—	38	3	3	3	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	65	58	58	61	7	2	58	55	58	61	16	—
金融業、保険業	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
不動産業	350	287	287	27	55	32	294	255	287	27	—	191
各種サービス	226	510	510	357	25	496	200	14	510	357	77	117
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個　人	52	0	0	10	32	—	19	0	0	10	8	—
合　計	1,689	1,650	1,650	1,242	326	533	1,363	1,116	1,650	1,242	197	337

(注) 当組合の個別貸倒引当金及び貸出金償却は全て国内のエクスポージャーに対するものであるため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	683	—	14,963
10%	—	37	—	113
20%	54,838	6	54,136	3
35%	—	478	—	515
50%	500	1,462	901	1,109
75%	—	2,055	—	2,668
100%	500	73,238	701	74,638
150%	—	1,723	—	821
250%	—	1	—	56
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合　計	55,839	79,686	55,739	94,890

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	19,876	32,413	293	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	19,300	31,300	—	—	—	—
③法人等向け	435	968	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	85	135	232	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	4	3	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	4	4	5	—	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑪その他	45	2	56	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3.「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区　分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,106	181	1,105	180
うち時価のあるもの	181	181	180	180
うち時価のないもの	925	—	925	—
合　計	1,106	181	1,105	180

(注) 当組合の保有する出資等エクスポージャーは、非上場株式及び出資金のみです。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	1	—

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当　期　末	前　期　末	当　期　末	前　期　末
1	上方パラレルシフト	1,756	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	959	1,194	1,181
3	スティープ化	2,482	22		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,482	959	1,194	1,181
		ホ		へ	
		当　期　末		前　期　末	
8	自己資本の額	6,960		6,901	

(注) 当局の開示定義に従い、ΔEVEのプラス表示は経済的価値減少、ΔNIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。

○主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ)預　金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
B. 貸出業務	(イ)貸　付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。 (ロ)手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。
C. 商品有価証券売買業務	取扱っておりません。
D. 有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
E. 内国為替業務	送金、振込及び代金取立等を取扱っております。
F. 外国為替業務	全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金等を取扱っております。
G. 社債受託及び登録業務	取扱っておりません。
H. 金融先物取引等の受託等業務	取扱っておりません。
I. 附帯業務	(イ)債務の保証業務 (ロ)有価証券の貸付業務 (ハ)代理業務 (a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務 (b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (c)日本銀行の歳入復代理店業務 (ニ)地方公共団体の公金取扱業務 (ホ)株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務 (ヘ)でんさいネットサービス

○当組合の子会社

(令和3年6月30日現在)

該当事項はありません。

○手数料一覧

(令和3年6月30日現在)

■為替手数料

			同店間	当組合本支店間	他行宛
振込手数料	電信扱い	5万円以上	220円	550円	880円
		5万円未満	−	330円	660円
	文書扱い	5万円以上	−	−	880円
		5万円未満	−	−	660円
	先振扱い	5万円以上	220円	550円	770円
		5万円未満	−	330円	550円
代金取立手数料	至急扱い		1,100円		
	普通扱い		880円		
その他諸手数料(名古屋手形交換所含む)	振込の組戻し料		660円		
	不渡手形返却料		1,100円		
	取立手形組戻料		1,100円		
	取立手形店頭提示料 ※なお、取立費用が1,100円以上の時は実費をいただきます		1,100円		

■インターネットバンキング手数料

<法人・個人事業主の方>

基本手数料	照会･振込振替サービス				無料
	照会･振込振替サービス＋データ伝送(総合振込)サービス				1,100円
振込手数料	取扱内容		同店間	当組合本支店間	他行宛
	組合員	5万円以上	無料	無料	440円
		5万円未満	無料	無料	220円
	一般	5万円以上	無料	330円	550円
		5万円未満	無料	220円	330円

<個人の方>

基本手数料	照会･振込振替サービス				無料
振込手数料	取扱内容		同店間	当組合本支店間	他行宛
	組合員	5万円以上	無料	無料	440円
		5万円未満	無料	無料	220円
	一般	5万円以上	無料	330円	550円
		5万円未満	無料	220円	330円

■手形･小切手交付手数料

小切手帳・約束手形帳代	小切手帳	1冊(50枚)	660円
	約束手形帳	1冊(25枚)	440円
マル専手形	手形用紙	1枚	550円
	口座開設	1件	3,300円
署名鑑印刷	登録料	1件	5,500円
	変更登録料	1件	3,300円

■両替手数料

		一般	組合員
1枚～50枚	※お届けする場合は、両替手数料に一律550円加算 ※1001枚からは500枚毎に550円加算	550円	無料
51枚～500枚			330円
501枚～1000枚		1,100円	550円

■大量硬貨取扱手数料

	一般	組合員
1枚～50枚	無料	無料
51枚～100枚	550円	
101枚～500枚		330円
501枚以上	1,100円 以降、500枚毎に 550円を加算	550円 以降、500枚毎に550円を加算

■その他の受入手数料

自己宛小切手	発行手数料	1枚		550円
残高証明書	発行手数料	1通		440円
融資証明書	発行手数料	1通	事業用	13,200円
			農転用	6,600円
			住宅ローン用	3,300円
再発行手数料	証書・通帳・カード・出資証券	1通(1枚)		1,100円
暗証番号照会	照会手数料	1件		1,100円
株式等払込手数料	払込額に関係なく	払込額の0.33%		
カードローンカード	発行手数料	契約時		無料
個人データ開示請求	氏名、住所、生年月日、電話番号、取引残高等	1回		1,100円
未利用口座	管理手数料(年間)	1件		1,320円

■不動産担保取扱事務手数料

不動産担保設定(住宅ローンを除く)	債権額・極度額	3千万円以下	33,000円
		3千万円超～5千万円以下	44,000円
		5千万円超～1億円以下	55,000円
		1億円超～3億円以下	110,000円
		3億円超～5億円以下	132,000円
		5億円超～10億円以下	165,000円
		10億円超	220,000円
不動産担保設定(住宅ローン)	債権額・極度額	金額にかかわらず	22,000円
変更登記	極度増額・物件追加・債務者追加 ※設定金額の変更と追加担保が同時の場合は1件とします。		22,000円
融資取扱手数料	収益不動産ローン	ご融資金額×1.10%	
不動産調査手数料		1件×6,600円	

■証書貸付条件変更手数料

期限前償還手数料	事業性資金	お借り入れ後 3ヶ月以内	金額にかかわらず	3,300円
		お借り入れ後 3ヶ月超～ 5年以内	繰上返済額 × 2.20%	
		お借り入れ後 5年超～10年以内	繰上返済額 × 1.65%	
		お借り入れ後 10年超	繰上返済額 × 1.10%	
	非事業性資金	金額・年数にかかわらず		3,300円
	住宅ローン	お借り入れ後 3ヶ月以内	金額にかかわらず	3,300円
		お借り入れ後 3ヶ月超～ 5年以内	繰上返済額 × 2.20%	
		お借り入れ後 5年超～10年以内	繰上返済額 × 1.65%	
		お借り入れ後 10年超～20年以内	繰上返済額 × 1.10%	
		お借り入れ後 20年超	金額にかかわらず	3,300円
		一部繰上返済(ひと月100万円以内)		無料
条件変更(金利引き下げ・約定日・最終貸出期日・返済方法) ※条件変更が重複する場合は1件とみなします。			元金均等	3,300円
			元利均等	5,500円

■でんさいネットサービス手数料

発生記録請求	当組合宛	330円
	他行宛	660円
譲渡記録請求	当組合宛	330円
	他行宛	660円
分割譲渡記録請求	当組合宛	330円
	他行宛	660円
口座間送金決済手数料		220円

○店舗一覧（事務所の名称・所在地・自動機器設置状況）

（令和3年6月30日現在）

店　名	住　所	電　話	CD・ATM
本　部	〒453-0013　愛知県名古屋市中村区亀島1-6-18	052-451-5145	0台
本店営業部	〒453-0013　愛知県名古屋市中村区亀島1-6-18	052-451-5141	1台
岡崎支店	〒444-0913　愛知県岡崎市葵町4-10	0564-21-5141	0台
一宮支店	〒491-0862　愛知県一宮市緑3-11-14	0586-72-0256	0台
今池支店	〒464-0850　愛知県名古屋市千種区今池5-15-1	052-732-5426	0台
豊橋支店	〒440-0882　愛知県豊橋市神明町46	0532-53-7336	0台
柴田支店	〒457-0807　愛知県名古屋市南区鶴見通5-2-9	052-614-1231	0台
春日井支店	〒486-0851　愛知県春日井市篠木町1-23	0568-85-3222	0台
津支店	〒514-0035　三重県津市西丸之内11-10	059-224-1161	0台

※郵便局、コンビニ等のATMと提携しております。
提携ATMの利用可能時間、手数料、キャッシュバックサービスなど詳細については、当組合ホームページ「店舗・ATM・手数料提携ATMのご案内」をご参照下さい。

○地区一覧

■愛知県一円
名古屋市
岡崎市
豊田市
一宮市
豊橋市
春日井市
瀬戸市　　他

■三重県一円
四日市市
桑名市
津市　　他

○索　引

■ごあいさつ……2
【概況・組織】
1. 事業方針……2
2. 事業の組織……14
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）……14
4. 会計監査人の氏名又は名称……14
5. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）……40
6. 自動機器設置状況……40
7. 地区一覧……40
8. 組合員数……14
9. 子会社の状況……38
【主要事業内容】
10. 主要な事業の内容……38
11. 信用組合の代理業者……該当事項なし
【業務に関する事項】
12. 事業の概況……15
13. 経常収益……24
14. 経常利益（損失）……24
15. 当期純利益（損失）……24
16. 出資総額、出資総口数……24
17. 純資産額……24
18. 総資産額……24
19. 預金積金残高……24
20. 貸出金残高……24
21. 有価証券残高……24
22. 単体自己資本比率……24
23. 出資配当金……24
24. 職員数……24
【主要業務に関する指標】
25. 業務粗利益及び業務粗利益率……23
26. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益……23
27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支……23
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘……26
29. 受取利息、支払利息の増減……23
30. 役務取引の状況……23
31. その他業務収益の内訳……26
32. 経費の内訳……23
33. 総資産経常利益率……26
34. 総資産当期純利益率……26
【預金に関する指標】
35. 預金種目別平均残高……28
36. 預金者別預金残高……28
37. 財形貯蓄残高……28
38. 職員1人当り預金残高……26
39. 1店舗当り預金残高……26
40. 定期預金種類別残高……28
【貸出金等に関する指標】
41. 貸出金種類別平均残高……28
42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額……29
43. 貸出金金利区分別残高……28
44. 貸出金使途別残高……28
45. 貸出金業種別残高・構成比……29
46. 預貸率（期末・期中平均）……26
47. 消費者ローン・住宅ローン残高……29
48. 代理貸付残高の内訳……28
49. 職員1人当り貸出金残高……26
50. 1店舗当り貸出金残高……26
【有価証券に関する指標】
51. 商品有価証券の種類別平均残高……該当事項なし
52. 有価証券の種類別平均残高……29
53. 有価証券種類別残存期間別残高……28
54. 預証率（期末・期中平均）……26
【経営管理体制に関する事項】
55. 法令遵守の体制……31
56. リスク管理体制……32～37
57. 苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要……31
【財産の状況】
58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書……20～23
59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額……30
60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額……30
61. 自己資本の充実状況……25
62. 有価証券、金銭の信託等の評価……27
63. 外貨建資産残高……該当事項なし
64. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）……29
65. 貸出金償却の額……29
66. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について……15
67. 法定監査の状況……15
【その他の業務】
68. 内国為替取扱実績……26
69. 外国為替取扱実績……該当事項なし
70. 公共債窓販実績……該当事項なし
71. 公共債引受額……該当事項なし
72. 手数料一覧……39
【その他】
73. 当組合のあゆみ……3
74. 継続企業の前提の重要な疑義……該当事項なし
75. 総代会について……16
76. 報酬体系について……17
77. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応……19
【地域貢献に関する事項】
78. 地域貢献……8
79. 地域密着型金融の取組み状況……18～19